

BS放送(HD・SD)に係る
衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

平成 31 年 3 月 13 日



総務省

B S 放送（H D ・ S D）に係る 衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

【 目 次 】

	ページ
第 1 編 申請要領	1
1 はじめに	
2 申請受付期間	
3 申請受付場所	
4 申請対象周波数	
5 申請に当たっての留意事項	
第 2 編 申請書記載要領	4
第 1 節 衛星基幹放送の業務認定申請書	
第 2 節 事業計画書	
第 3 節 放送法関係審査基準への適合性に係る資料	
第 4 節 事業収支見積	
第 5 節 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
第 6 節 既存番組の廃止等に係る書類	
第 3 編 関係法令集	78
○放送法	
○放送法施行規則	
○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件	
○基幹放送普及計画	
○放送法関係審査基準	
Q & A	94

第1編 申請要領

1 はじめに

本マニュアルは、平成31年3月13日（水）から同年5月13日（月）までに申請されるBS放送（右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。）に係る衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。）業務の認定申請の手続きについて解説するものです。

2 申請受付期間

平成31年3月13日（水）午前9時30分から同年5月13日（月）午後6時15分まで

3 申請受付場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

（お問い合わせ先）

電話 03-5253-5799

電子メール eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp ※

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

4 申請対象周波数

本件申請に係る認定の時点において、当該認定の日から起算して3年を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実なBS放送（右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。）の周波数

5 申請に当たっての留意事項

- ① 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業（例：衛星基幹放送の業務に用いられる演奏所やデジタル符号化装置の整備など）に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。
- ② 申請書類の提出部数については、以下のとおりとしてください。

	正本	副本	記録媒体
1 衛星基幹放送の業務認定申請書	1部	1部	1枚
2 事業計画書	1部	1部	
3 放送法関係審査基準への適合性に係る資料	1部	1部	
4 事業収支見積書	1部	1部	
5 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力	1部	1部	
6 既存番組の廃止等に係る書類	1部	1部	

なお、「正本」及び「副本」について、日本工業規格A列4番の用紙に片面印刷とし、ホチキス止めは行わず、インデックスを添付してください。

また、今回の審査においては、審査の迅速化を図る観点から、正本及び副本のほかに「記録媒体」による提出をお願いいたします。

「記録媒体」については、「CD-R」「CD-RW」「DVD-R」又は「DVD-RW」とし、ファイル形式は、アドビシステムズ社のPDFファイルでお願いします（当該ソフトウェアの使用ができない場合は、個別にご相談ください）。

また、「記録媒体」には、「申請者名」及び「放送番組名」を記載したラベルの添付をお願いいたします。

また、各資料の右下に「放送番組名」及び「ページ番号（通し番号）」を記載してください。

記載例

▲▲▲チャンネル	p 23
----------	------

- ③ 申請受付期間終了後、申請者名、代表者名、申請スロット数など申請状況を取りまとめ、すみやかに公表する予定です。その他、今後、必要に応じて、申請者に対して事前に確認の上、申請内容を公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先（平常時の電話番号及び電子メールアドレス、緊急連絡用の電話番号及び電子メールアドレス）の登録をお願いします。具体的には、申請書の提出と同時に、適宜の様式により、上記3申請受付場所に記載している電子メールアドレスまで送信をお願いいたします。
- 申請受付後に、申請内容についてヒアリングを依頼することがありますので、確実に連絡・対応が可能な体制の構築をお願いいたします。
- ⑤ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は、原則として認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項のより適切な表現への訂正や、記載事項の文意の明確化の観点からの補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

- ⑥ 審査基準への適合性を示すために補足資料が必要な場合には、例えば「補足説明書」など適宜の表題を付して、適宜の様式により申請書に添付して提出してください。なお、その場合、当該補足資料がどの資料に係るのか明確にしてください。

また、審査を行うに当たって必要があると認められる場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

- ⑦ 認定審査は放送番組ごとに行われるため、一社で複数の認定申請を行う場合は、それぞれの放送番組ごとに申請書を作成してください。

- ⑧ 高精細度テレビジョン放送を第一希望とした申請であって、標準テレビジョン放送を第二希望として併せて申請する場合は、同一の申請書での申請を認めます。なお、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の事業計画の内容は、あくまでスロット数の違いによる差異（トランスポンダ使用料等）のみ認められますので、その他の事業計画の内容（字幕付与率等）は変更しないでください。画質により異なる記載事項については、第一希望との差異部分に下線を引く等により、記載の違いを明確にしてください。

また、第一希望の高精細度テレビジョン放送において認定を受けることができなかった場合の第二希望の標準テレビジョン放送に係る比較審査に際しては、標準テレビジョン放送を第二希望としたことをもって、他の標準テレビジョン放送が第一希望として申請した場合と比較して不利に取り扱われることはありません。

第 2 編 申請書記載要領

○ 今回の申請において提出が必要となる項目は以下のとおりです。

事項名	ページ
1 衛星基幹放送の業務認定申請書【放送法施行規則別表第 6 の 2 号】	5
2 事業計画書【放送法施行規則別表第 7 の 2 号】	31
別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額	33
別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法	34
別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数	35
別紙(4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項	37
別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	39
別紙(6) 役員に関する事項	41
別紙(7) 放送番組の編集の基準	43
別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画	44
別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項	45
別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項	54
別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	56
別紙(12) 災害放送に関する事項	57
別紙(15) 将来の事業予定	58
別紙(16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	59
3 放送法関係審査基準への適合性に係る資料 【放送法関係審査基準別紙 2 の 16 及び別紙 3 の 3 関係】	60
1 個人情報の保護に関する事項	60
2 放送番組の多様性に関する事項	62
3 放送番組の視聴需要に関する事項	64
4 事業収支見積【放送法施行規則別表第 8 号】	65
第 1 見積表	65
第 2 見積りの根拠	69
第 3 放送番組の主たる利用見込者	70
5 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力【放送法施行規則別表第 9 号】	71
1 業務を確実に維持することができる体制	72
2 業務に従事する者の実務経験等	74

○ 放送法関係審査基準別紙 3 の 7 (1) に規定する既存番組の廃止を伴う申請を行う場合は、上記に加え、以下の書類を提出してください。

事項名	ページ
6 既存番組の廃止等に係る書類【放送法関係審査基準別紙 3 の 7 関係】	75

第 1 節 衛星基幹放送の業務認定申請書

(放送法施行規則別表第 6 の 2 号)

別表第六の二号

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 2 項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注 1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注 2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注 3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注 4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注 5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注 6)	
欠格事由の有無 (注 7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 1 法第 91 条第 1 項の規定による基幹放送普及計画の「第 3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること (同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の (3) の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送」

注 2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注 3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°
経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

注 4

(1) 広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第 68 条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る 1 秒におけるシンボル数又は 1 秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz
伝送方式 広帯域伝送方式
シンボル数 (合計) 20.0025Mbaud

超短波放送

第 1 番組

シンボル数 0.16125Mbaud (補完放送(データ)を含む。※)

スロット数 1 スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送 (他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数 (合計) 19.24Mbaud

スロット数 (合計) 32 スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080 画素

第 1 番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16 スロット

第 2 番組

シンボル数 9.62Mbaud (補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16 スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数 (当該補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数) を明記すること。

データ放送

第 1 番組

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1 スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

(2)~(4) (略)

注5

- (1) 超短波放送（教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。）又はテレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

- (記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
 教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
 教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
 娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
 その他 (通信販売番組等)
 成人向け番組の有無 有 無

- (2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合 ((1)の場合を除く。)
 放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分 野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
 (注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。
 (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
 (注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

- (3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合
 放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。

(記載例)

分 野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考

株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア～ウ (略)

エ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(5) (略)

(6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法第93条第1項第6号（協会にあつては、同号イからハまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

【補足説明】

- ・ 今回の公募に係る認定の際に、BS放送（右旋）の全ての周波数を対象とした再編を行う可能性があることから、指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、BS（右旋）の周波数の全てのうちのいずれでもよい旨を記載すること。
- ・ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合を放送事項に記載すること。
なお、「ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組」とは、放送番組の素材の段階で高精細度テレビジョン放送以上の品質である番組をいい、例えばアップコンバート（480iで収録した番組を1080iで送出すること等）により放送するものは含まない。
(参考) 放送法関係審査基準 別紙3
 - 2(4) 放送番組の高画質性
(略) 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。
 - 3(7) 放送番組の高画質性
(略) 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。
- ・ 「業務開始の予定期日」については、「新規認定の日から起算して3年を経過する日までの日のうち、別途通知する日」と記載すること。
- ・ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合を放送事項に記載すること。
(参考) 放送法関係審査基準 別紙3
 - 2(1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - 3(4) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

【具体的記載例】

衛星基幹放送の業務認定申請書

平成31年●●月●●日

総務大臣 殿

郵便番号 〒100-8926
 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
 (ふりがな) えいせいほうそうかぶしがいいしゃ
 氏名 衛星放送株式会社

代表取締役社長 ^{えいせい} 衛星 ^{はなこ} 花子 印

電話番号 03-5253-5799

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送 (有料放送を含む) (※)
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称	株式会社放送衛星システム
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星軌道 E110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
希望する放送対象地域	日本全国
希望する周波数	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	新規認定の日から起算して3年を経過する日までの日のうち、別途通知する日
放送事項	別紙2のとおり
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	別紙3のとおり
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

(※) 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 希望する周波数 注4 関係】

(例1：希望する伝送方式等が一の場合)

別紙1

中央の周波数 BS放送用周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）の全てのうちいずれか
(※ 記載については、マニュアル本節中、補足説明参照)

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 7.21500 Mbaud（補完放送（音声、データ）を含む。）

スロット数 12 スロット

変調方式 QPSK

誤り訂正率 3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080 画素

(例 2 : 高精細度テレビジョン放送を第一希望、標準テレビジョン放送を第二希望とする場合)

別紙 1

中央の周波数、伝送方式等については、以下のとおりとする。なお、第一希望の申請が認定された場合は、第二希望の申請は取り下げる。

中央の周波数 BS放送用周波数(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)の全てのうちいずれか
(※ 記載については、マニュアル本節中、補足説明参照)

(第一希望の認定を受ける場合)

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 7.21500 Mbaud (補完放送(音声、データ)を含む。)

スロット数 12 スロット

変調方式 QPSK

誤り訂正率 3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080 画素

(第二希望の認定を受ける場合)

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 3.60750 Mbaud (補完放送(音声、データ)を含む。)

スロット数 6 スロット

変調方式 QPSK

誤り訂正率 3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 720 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480 画素

【具体的記載例 放送事項 注5 関係】

(例1：総合編成の場合)

別紙2

分野	
《テレビジョン放送》	
報道	(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
教育	(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
教養	(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
娯楽	(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
その他	(通信販売番組等)
成人向け番組の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
《補完放送(データ)》 株価、経済指標等の経済情報	ARIB-XML ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式	無	

本件申請に係る放送番組は、以下のとおりとする。

- (a) 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、5割以上の割合で、原則として事業計画書記載のとおりとする。
 - (b) 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下とする。
 - (c) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式(ARIB STD-B25)」である。
- ※ 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 放送事項 注5 関係】

(例2：総合編成ではない場合)

別紙2

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
《テレビジョン放送》 野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
《補完放送（データ）》 スポーツに関する情報	ARIB-XML ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式	無	

本件申請に係る放送番組は、以下のとおりとする。

- (a) 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合は、5割以上の割合で、原則として事業計画書記載のとおりとする。
 - (b) 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は、30%以下とする。
 - (c) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式（ARIB STD-B25）」である。
- ※ 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備 注6 関係】

別紙3

(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、次ページ以降の解説を踏まえ記載すること。)

別紙3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」のうち、審査の対象となる設備（提出資料に記載を要する設備）は、番組送出設備、中継回線設備、地球局設備に分類される。
- ・番組送出設備：放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第11号より）。
- ・中継回線設備：番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第14号より）。
- ・地球局設備：人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう（放送法施行規則第2条第13号より）。
- ・これらの設備に含まれる装置等の例を表に示す。

番組送出設備 ※1	中継回線設備	地球局設備
<ul style="list-style-type: none"> ・送出マトリクス ※2 ・エンコーダ ※3 ・多重化装置 ※4 ・送出管理装置 ※5 ・基準信号発生装置 ※6 等	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備から地球局設備間の回線 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線 等

※1 スタジオ設備は含まない。

※2 送出する番組の素材を切り替える機能を有する装置。

※3 映像、音声等の信号を符号化する機能を有する装置。

※4 符号化された映像、音声等の複数の信号を多重化する機能を有する装置。

※5 放送番組の送出スケジュール等を管理し、主として番組送出を制御する機能を有する装置。

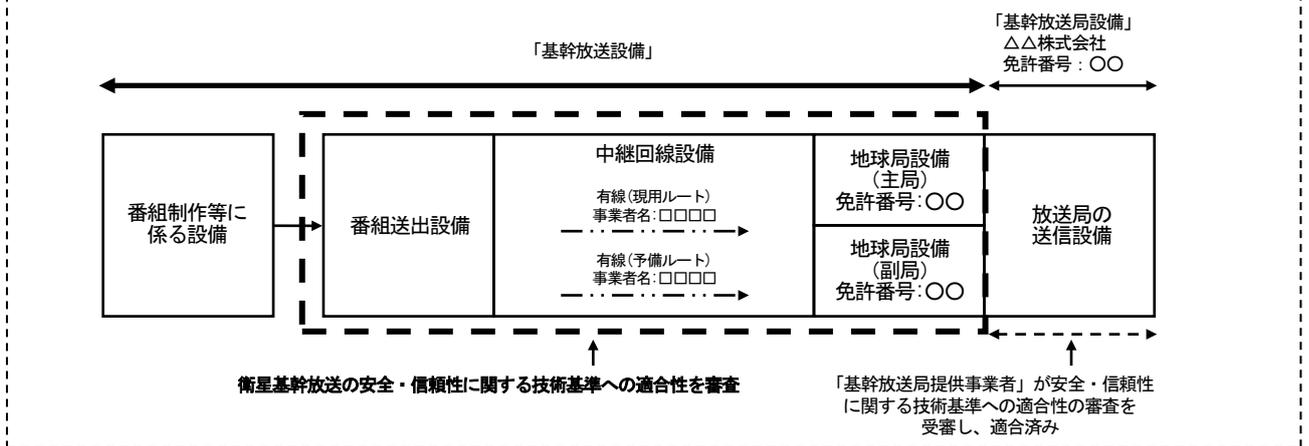
※6 機器の同期をとるためのクロック信号を発生させる装置。

- ・必要書類は、申請対象の放送設備（番組送出設備、中継回線設備、地球局設備）に関する系統図等の図面及び安全・信頼性の技術基準への適合状況の確認表のほか、審査対象の放送設備において損壊又は故障（以下、損壊等という。）が発生した際の放送への影響及び他の放送設備の損壊等による当該放送設備への影響を確認する観点から、番組等の制作に係る設備から放送局の送信設備までの構成等を記載したものとする。
- ・以上の基本的な考え方に基づき「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に関する書類は、①～④の要領に基づき作成する。

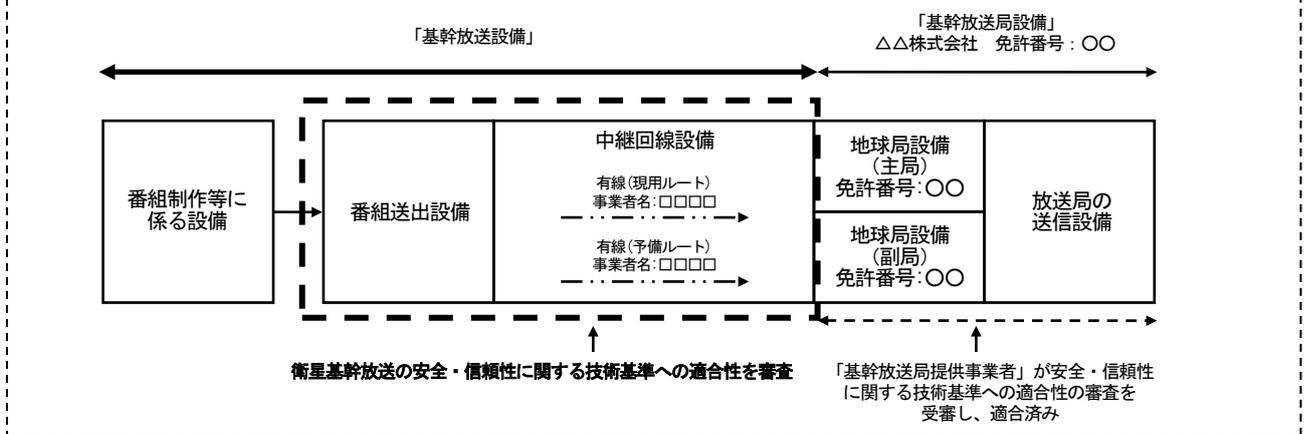
① 審査に係る電気通信設備の構成

- 放送法の規定に基づき衛星基幹放送の業務の認定を申請する際には、電気通信設備の構成図（ブロック図）を作成する（下図参照）。記載の範囲は番組制作等に係る設備（演奏所）から放送局の送信設備までであるが、衛星基幹放送事業者は業務委託先の電気通信設備、他事業者の電気通信設備を利用する場合を含めて中継回線設備または地球局設備までの範囲（基幹放送設備）で責任を負う。

【電気通信設備の構成図の記載例】（地球局の免許を受けている場合）



【電気通信設備の構成図の記載例】（基幹放送局提供事業者が提供する地球局設備による場合）

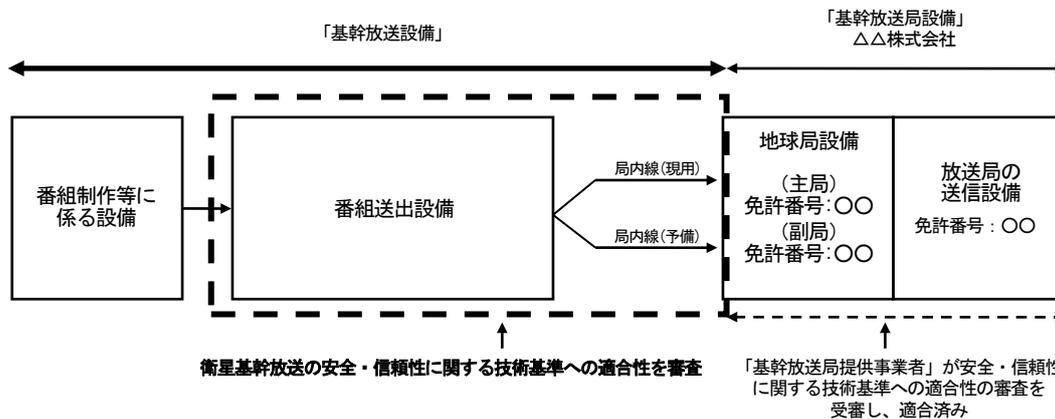


【記載のポイント】

- 放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には、基幹放送設備の範囲を明記する。
- 例えば、基幹放送設備に地球局設備を含まない場合においては、番組送出設備及び中継回線設備について、安全・信頼性に関する技術基準への適合性を審査する。
- 番組送出設備から放送局の送信設備に至るまでの番組中継の流れ（中継回線設備の構成）について、無線、有線等の別を明記するとともに、現用ルートと予備ルートがある場合には、これを明記する。
- 申請対象の放送設備を示すブロックを明記する。

- ・中継回線設備について、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、該当するブロックを明記するとともに当該事業者名を付記する。
- ・免許取得前等の事情から免許番号が記載出来ない場合には、予備免許の番号や申請状況を記載する。
- ・番組送出設備と地球局設備が同一フロア内にある等、中継回線設備に該当する設備が存在しない場合は、以下の例のように記載できる。

【電気通信設備の構成図の記載例】（中継回線設備が存在しない場合）



(注) 地球局設備は番組送出設備と同一場所に設置されているため、中継回線設備に該当する設備はない。

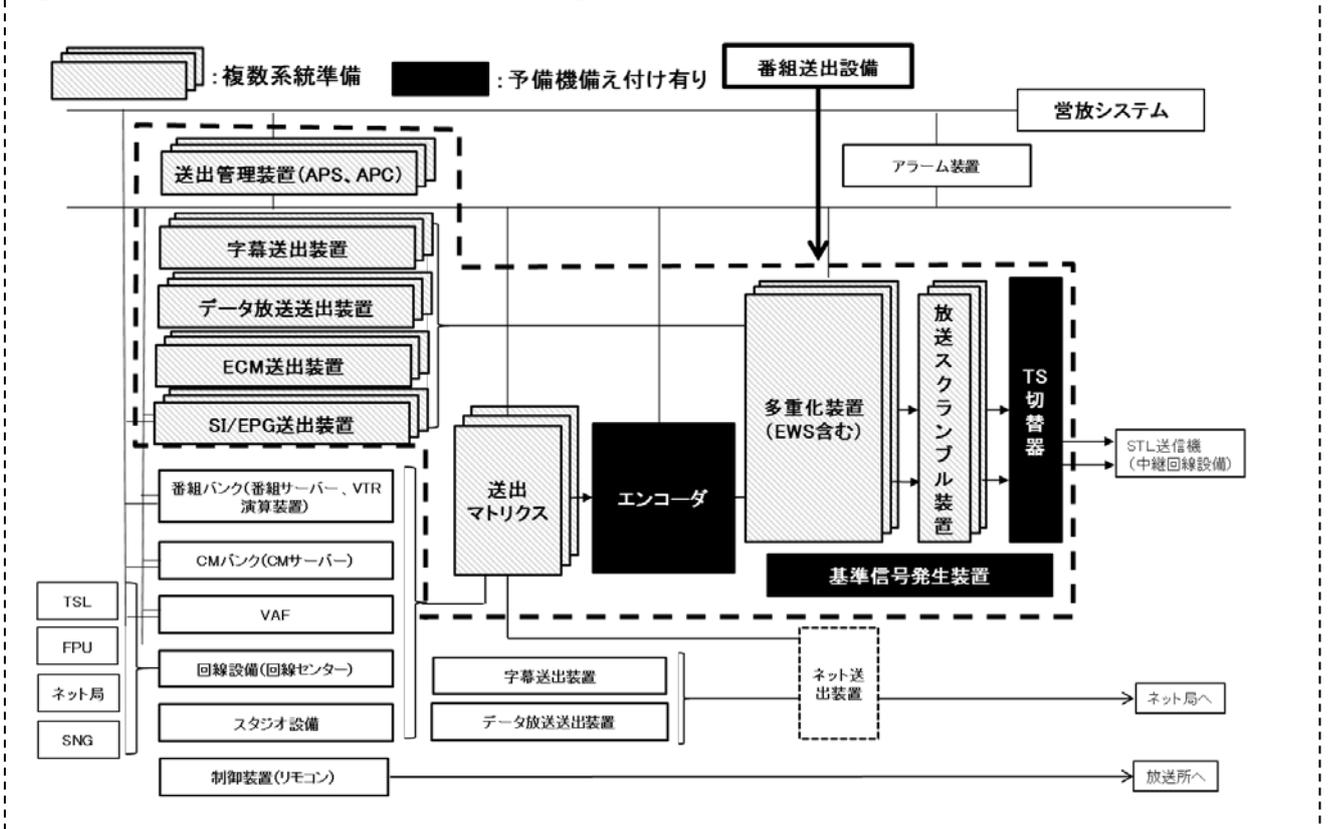
② 番組送出設備

- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において番組送出設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。

様式1においては、各技術基準ごとに空欄のところ（黒塗りでない欄）に最低1カ所の「レ」が記載されていれば技術基準を満たしているものとする。実際講じられている措置は具体例と完全に一致していなくても最も近いものに「レ」を記載し、実際に講じられている措置内容にその内容を記載する。実際講じられている措置が具体例と同じ場合には記載しなくてもよい。

- 番組送出設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する。

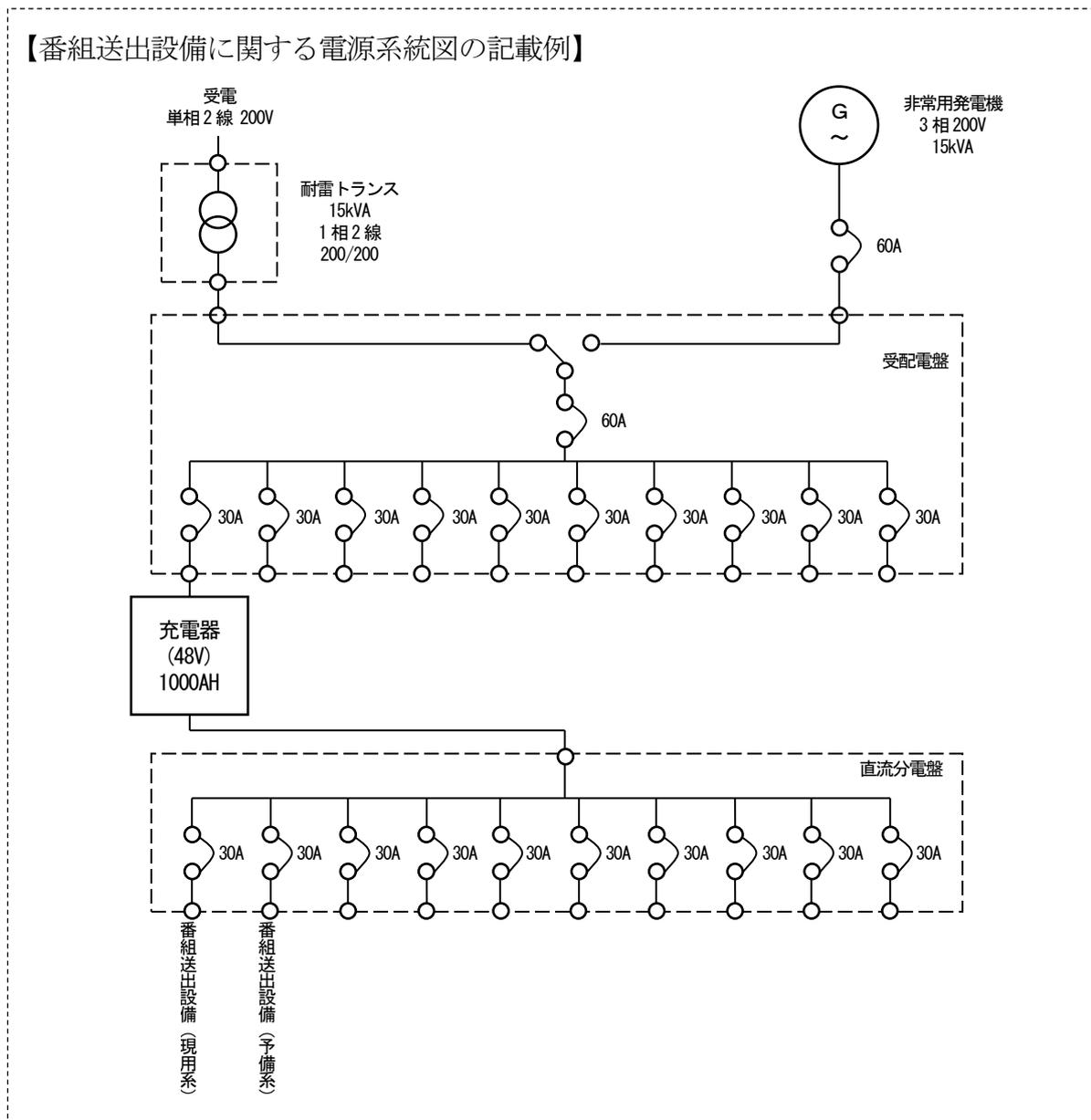
【番組送出設備に関する系統図の記載例】



【記載のポイント】

- 予備機器等の設置状況を明記すること。
- 下記事項に留意の上、番組送出設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - 番組を制作するための設備（番組バンク、CMバンク、VAF、回線設備、スタジオ設備等）と番組送出設備の分界点（送出マトリクス等の入力端子）。
 - 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（光端局装置等）の入力端子）。
 - 番組送出設備の設置場所が分散している場合（自社設備と委託先設備などとの設備範囲（境界）を明記する）であっても、両設備を介する設備（回線設備など）も番組送出設備に含む。
 - 注釈等を加えてできるだけわかりやすく記載すること。

- ・番組送出設備の電源設備について電源系統図を作成する。



【記載のポイント】

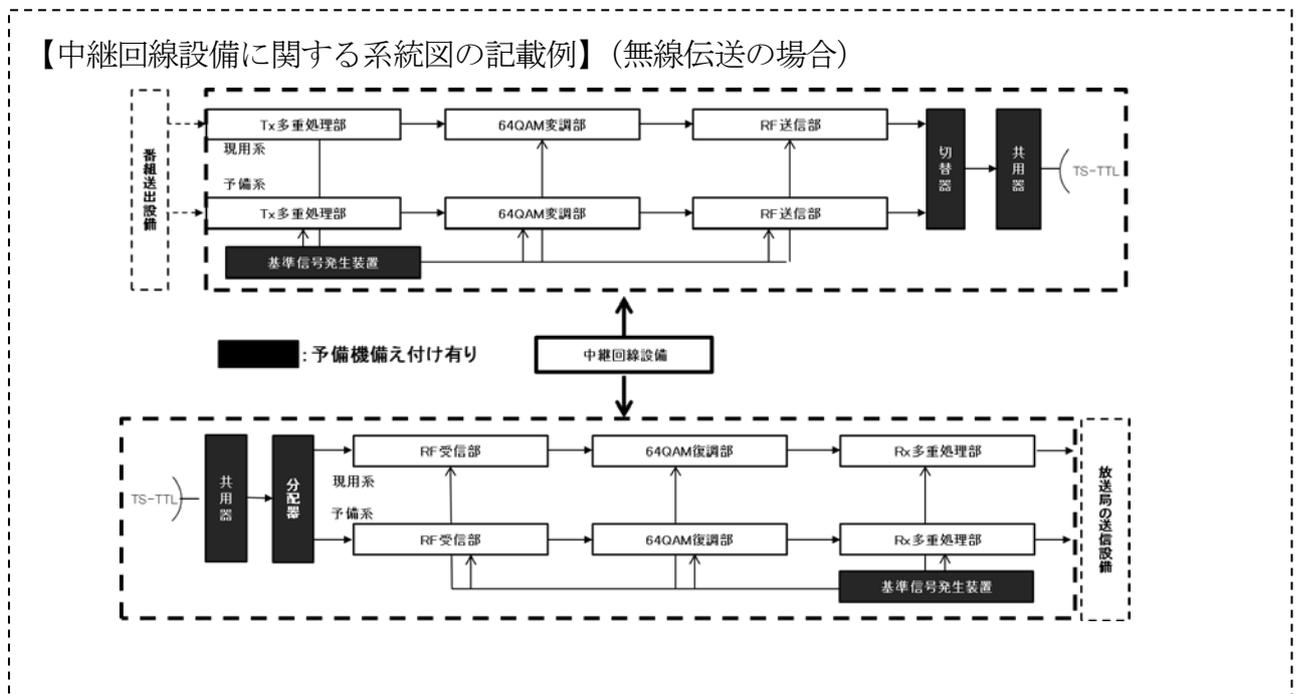
- ・番組送出設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備の容量を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・「番組送出設備」の電源系統図と他の設備の電源系統図が同じ図に記載されている場合は、その旨記載することで他の設備の電源系統図の提出を省略することができる。

③ 中継回線設備

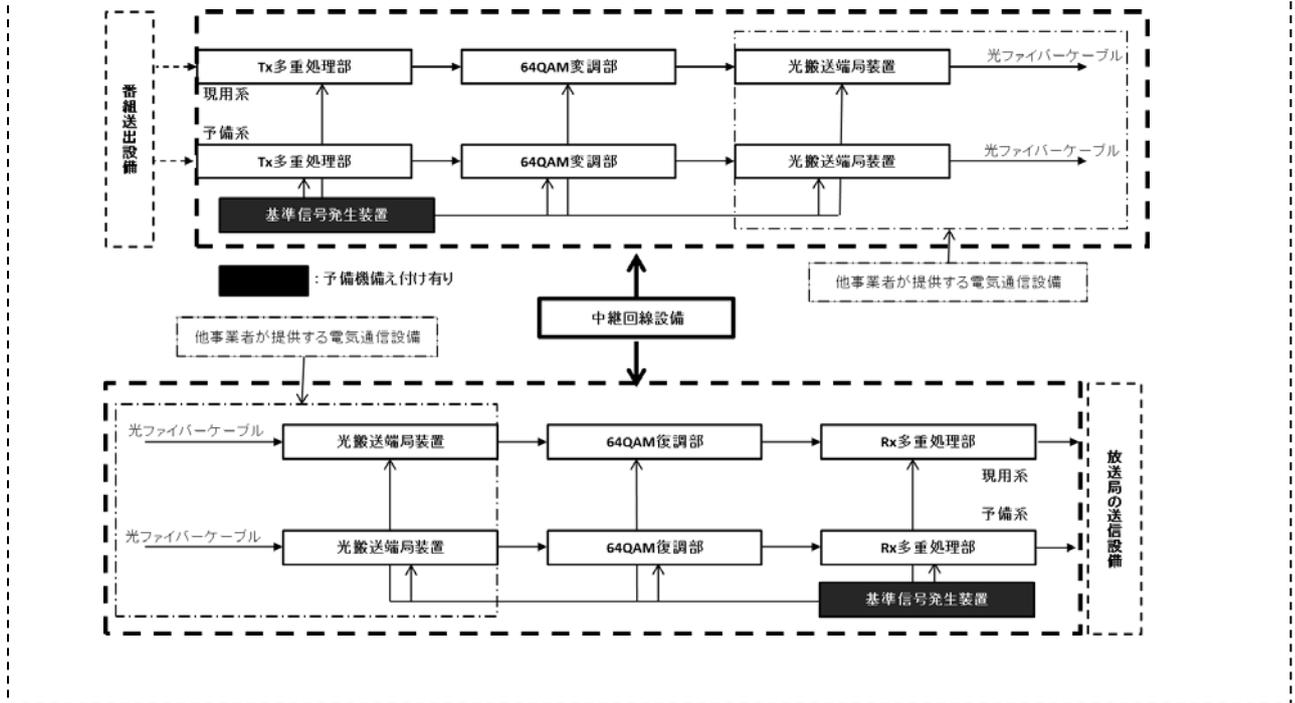
- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において中継回線設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。

様式1においては、各技術基準ごとに空欄のところ（黒塗りでない欄）に最低1カ所の「レ」が記載されていれば技術基準を満たしているものとする。実際講じられている措置は具体例と完全に一致していなくても最も近いものに「レ」を記載し、実際に講じられている措置内容にその内容を記載する。実際講じられている措置が具体例と同じ場合には記載しなくてもよい。

- 中継回線設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する。
- なお、工事設計書の添付図面により足りる場合には、これを使用できるものとする。
- 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合であって、技術基準に適合していることの説明のために特段必要な場合は、契約書の写し等の書類を作成してもよい。



【中継回線設備に関する系統図の記載例】（有線伝送の場合）

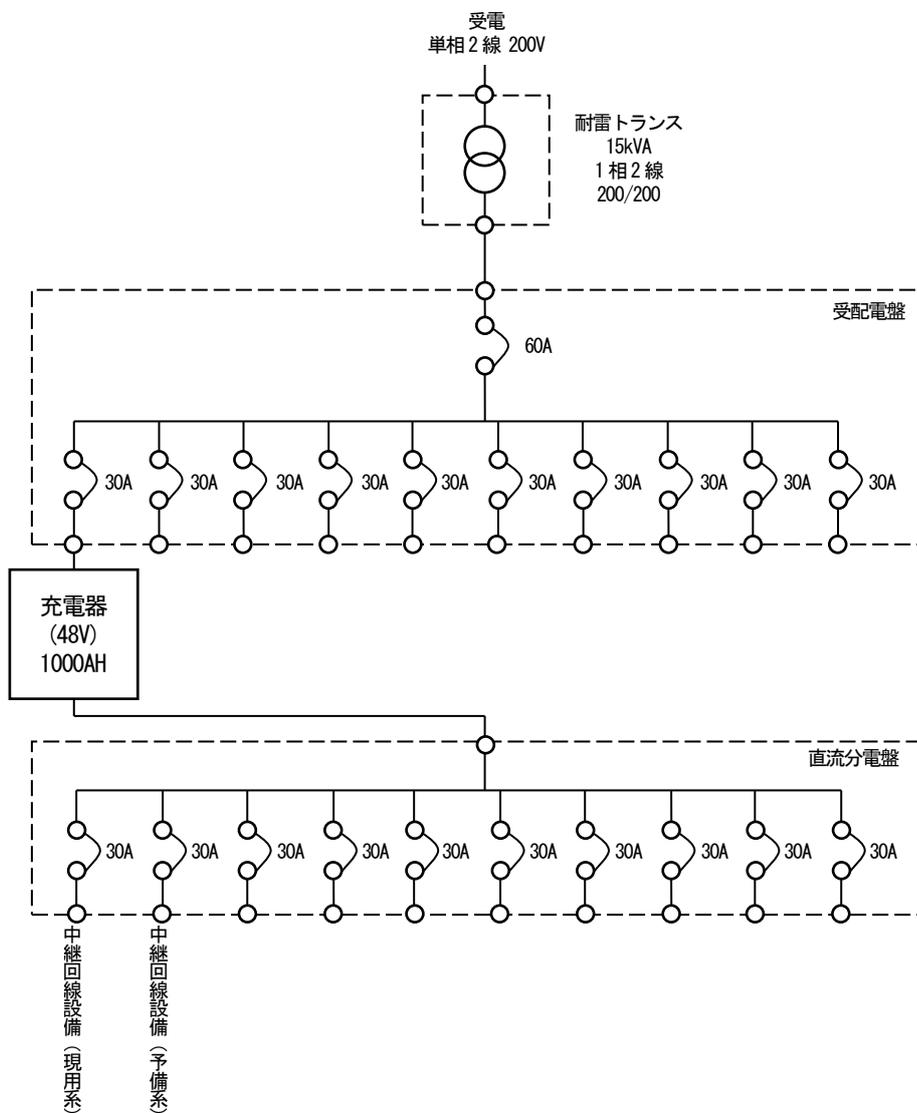


【記載のポイント】

- 予備機器等の設置状況を明記すること。
- 下記事項に留意の上、中継回線設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - － 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（光端局装置等）の入力端子）。
 - － 中継回線設備と地球局設備の分界点（地球局設備を構成する装置（TS合成装置等）の入力端子）。
 - － 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、当該電気通信設備と申請者の保有する設備との分界点。

- ・中継回線設備の電源設備について電源系統図を作成する。
- ・なお、工事設計書の添付図面により足りる場合には、これを使用できるものとする。

【中継回線設備に関する電源系統図の記載例】



【記載のポイント】

- ・中継回線設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・電源設備を使用していない場合には作成の必要は無い。その場合、様式1の「(6-1) (6-2) 停電対策」に係る事項に「レ」が記載されることはないので、様式1の当該項の「実際に講じられている措置内容」にその旨記載すること。

④ 地球局設備（地球局の免許を受けている場合）

- ・地球局設備については電波法に基づく免許取得の際に安全・信頼性に関する審査を受審するので、取得済みの免許番号を記載することで技術基準を満たしていることの確認を受けていることを示す。よって放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には地球局設備に関する書類の提出は必要としない。

⑤ 基幹放送の品質に関する技術基準

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」について、様式2により当該設備が準拠する送信の標準方式の種類について、チェック欄に「レ」と記入する。

別紙1 衛星基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準における措置項目と対象設備

大分類	措置項目		番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備
	小分類					
(1) 予備機器等		予備機器の確保、切替	○	○	○	○
(2) 故障検出	①	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
	②	やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※1	※1	※1	※1
(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備	①	試験機器の配備	○	○	○	○
	②	応急復旧機材の配備	○	○	○	○
(4) 耐震対策	①	設備据付けに関する地震対策	○	○	○	○
	②	設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	○
	③	①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	○
(5) 機能確認	①	予備機器の機能確認	○	○	○	○
	②	電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6) 停電対策	①	予備電源の確保	○	○	○	○
	②	発電機の燃料の確保	○	○	○	○
(7) 送信中線に起因する誘導対策		電磁誘導の防止	○	○	○	○
(8) 防火対策		火災への対策	○	○	○	○
	①	空中線等への環境影響の防止		○	○	○
(10) 放送設備を収容する建築物	②	公衆による接触の防止		○	○	○
	ア	建築物の強度	○	○	○	○
	イ	屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	○
	ウ	立ち入りへの対策	○	○	○	○
		雷害への対策	○	○	○	○
(11) 耐雷対策		雷害への対策	○	○	○	○
(12) 宇宙線対策		宇宙線等への対策				○

※1 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備、及び放送局の送信設備は、いずれも故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表

申請社名:		衛星基幹放送事業者 (審査対象設備に「レ」を記入)		※各項番ごとに最低1カ所の子エックの設置状況が認定される場合に必要。黒塗りの事項は不要。	
項番	具体的な措置例	審判送設備	中継回線設備	地球局設備	設置状況の子エック 必須ではないがより望ましい事項:☆ (「具体的な措置例」に同じ場合は記載不要)
(1) 予備機器等					
ア	蒸留送設備を用いた予備構成とする措置				
イ	蒸留送設備に於ける予備機器の設置として、演播所からの放送が不可能な場合に、非常時マトリクスにより予備番組素材に切り替えて放送を継続する措置				
ウ	中継回線設備の無線機(Vは有線)及び有線のケーブルで構成する措置				
エ	地球局設備の送信機を並列構成方式(11機を各々)とする措置				
オ	地球局設備の送信機を並列構成方式(11機を各々)とする措置				
カ	地球局設備の送信機を並列構成方式(11機を各々)とする措置				
キ	予備の人工衛星又は人工衛星を構成する措置				
(2) 故障検出(調整等)を直ちに検出し、運用者へ通知					
ア	蒸留送設備及び中継回線設備の損壊等を自動検出して、運用者に通知するシステムを設ける措置				
イ	無人運用時に放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置				
ウ	人工衛星の姿勢情報やテレメトリ信号により地上で検出し運用者に通報するシステムを設ける措置				
エ	監視・制御所を設置する措置				
(3-1) 試験機器の配備					
ア	試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置				
イ	メンテナンスを発生している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置				
(3-2) 応急復旧器材の配備					
ア	保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置				
イ	保守拠点において、運搬可能な範囲の範囲に於ける応急復旧のための器材(予備のケーブル等)を配備する措置				
ウ	保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送設備による中継に切り替えが可能な場合は、随時にそれに切り替えて応急復旧するための器材を配備する措置				
(注) 中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切り替えは必ずしも一般的ではない。					
(4) 耐震対策(震度5弱程度の地震を想定した対策)					
ア	機器ラックやアンテナホルドホルト及びリヤパネルベースにより床に固定する措置				
イ	機器ラックの揺れ止め及びアンテナホルドホルトの揺れ止め、上笠雲臺、子エック、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置				
ウ	機器の揺れによる引張り損傷防止を考慮したケーブル類(外部導体が液形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等)を敷設する措置				
エ	蒸留送設備のケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を掛け、緩れによる引張り損傷に用いられる編みワイヤ等の部品については、地震による破損を防ぐため、緩れ等に対して余長を持たせ緩衝及び緩衝を一部に挿入する措置				
オ	機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、プレート固定器具等を使用して固定する措置				
カ	機器ラックに設置を避け、より固定する措置				
キ	中継線の脱落を防ぐため、中継線を取付具等に固定して固定する措置				
(4-2) 中継線の脱落防止対策(本機材の脱落防止)					
ア	筐体等のフックによる固定に加え、導線又はケーブル止め等、より耐震性を高めた措置				
(5) 機能確認(予備機器の機能確認)					
ア	現用機の運用中に、予備機について、定期的な動作、主要特性及び機能を確認(送信装置については疑似負荷装置を使用して確認)する措置				
イ	予備機の番組送出設備の異常についてアラームの有無を確認する措置				
ウ	人工衛星に設置される放送局の送信設備については、予備衛星に搭載された1系統の送信設備については、送信設備の電源を投入した状態(強制機)を確認する措置				
(5-2) 機能確認(電源供給状況の確認)					
ア	法令に基づく保安規程により確認する措置				
イ	停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電器、配電盤等に設置し又は社器を準備して確認する措置				
ウ	予備機に設置される放送局の送信設備については、予備衛星に搭載された1系統の送信設備については、送信設備の電源を投入した状態(強制機)を確認する措置				
エ	常駐要員等がメータリングを実施し、動作状態を確認する措置				
オ	放送休止時に非常用発電機起動試験(起動、切替え及び停止)、蓄電池装置への切替え及び受電切替試験を実施する措置				
カ	定期的な受電設備及び自家用発電機(起動、切替え及び停止)、蓄電池装置への切替え及び受電切替試験を実施する措置				
キ	人工衛星の監視情報(予備電源の確保) (ア、エは非推奨)を使用した場合のみ				
(6-1) 非常用発電機又は自家用発電機をテレメトリ信号から制御する措置					
ア	非常用発電機として自家用発電機又は自家用発電機を設置する措置				
イ	非常用発電機及び自家用発電機を設置する措置				
ウ	購入品に非常用発電機又は自家用発電機を設置する措置				
エ	非常用発電機及び自家用発電機を設置する措置				
オ	非常用発電機の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置				
(6-2) 非常用発電機(非常用電源)の確保					
ア	自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要容量とする措置(例えば、テレビジョン放送及び中波放送の職員に係る放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで待機を要する程度に必要とする措置)を継続するためには必要量の燃料を確保する。なお、確実に燃料供給が行われる場合や予備送信機が使用可能な場合は、この限りではない。				
イ	定期的な燃料調査状況の確認及び補給を実施する措置				
ウ	定期的な燃料調査と燃料補給の契約を結ぶ措置				

様式2 基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

下記に定められた送信の標準方式に適合する場合はチェック欄に「レ」と記載する。

衛星基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表	
送信の標準方式	✓欄
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号） 第1章、第5章及び第6章	

第2節 事業計画書（放送法施行規則別表第7の2号）

別表第七の二号

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

長
辺

事業計画書	
	<p>(別紙)</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画</p> <p><input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画</p> <p><input type="checkbox"/> (15) 将来の事業予定</p> <p><input type="checkbox"/> (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要</p>

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定 の申請 の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(3) (注2) (注3)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(4) (注2) (注3) (注4)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2) (注3) (注4)	(注5) 法第8条に規定する経済
	(6) (注2)	
	(7) (注3) (注4) (注5)	
	(8) (注4) (注5)	
	(9)	
	(10) (注3) (注4) (注5)	
	(11) (注4) (注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	

	(15) (注2) (注3) (注4) (16) (注2) (注3) (注4)	<p>市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注7) 衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。</p> <p>(注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。</p> <p>(注9) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。</p>
2 (略)	(略)	
3 (略)	(略)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

○ 別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合 計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ロ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

○ 別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合 計		

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である（例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。）。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

【補足説明】

- ・ 「用途別資金の額」の項目については、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載すること。
- ・ 資金調達の確実性を証明する書類については、根拠となる数値がどの箇所に記載されているか明示すること。

(例：損益計算書に記載されている積立金 10,000 百万円)

○ 別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考
			%	

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。
- (注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
 - (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (ロ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (ハ) 出資の予定のものについてはその旨

【具体的記載例】

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
ふりがな ××株式会社 ふりがな (代)取締役社長(常) ○○ ××	東京都中央区	製造業	50.5%	
ふりがな ○○株式会社 ふりがな (代)取締役社長(常) ○○ ××	東京都千代田区	広告業	30.4%	
ふりがな 株式会社×○ ふりがな (代)取締役社長(常) ○○ ××	大阪府大阪市	放送業	14.1%	
ふりがな △△株式会社 ふりがな (代)取締役社長(常) ○○ ××	愛知県名古屋市	小売業	3.0%	
ふりがな ○×株式会社 ふりがな (代)取締役社長(常) ○○ ××	神奈川県横浜市	証券業	2.0%	

○ 別紙(4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(イ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

- (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (ロ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。
- (ハ) (イ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1を超える議決権を有する者となる場合は、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載され

る者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B) の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B) の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に (A) の有する議決権と計算される理由を記載すること。

【補足説明】

- ・ (A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称に、「地上基幹放送事業者」、「衛星基幹放送事業者」又は「移動受信用地上基幹放送事業者」の別を記載するとともに、当該議決権の割合を記載すること。

【具体的記載例】

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)	××株式会社	52.5%	株式会社○○△ 【衛星基幹放送事業者、35.0%】	
うち (A) の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	○×株式会社	2.0%		××株式会社が1/2を超える議決権を有するため。
3分の1を超える議決権を有する者 (A)	○○株式会社	33.4%	該当なし	
うち (A) の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	△△株式会社	3.0%		○○株式会社が1/2を超える議決権を有するため。

○ 別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

- (注) (4) (注1) (7)から(9)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(7)及び(9)によること。
- (7) (4) (注1) (7)から(9)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。
- (9) (4) (注1) (7)から(9)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

【補足説明】

- ・ (A) について、氏名又は名称の欄に、「地上基幹放送事業者」、「衛星基幹放送事業者」又は「移動受信用地上基幹放送事業者」の別を記載すること。

【具体的記載例】

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)	株式会社●●放送 【衛星基幹放送事業者】	40.0%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	※※企画株式会社	40.0%	申請者は株式会社●●放送に対し 40.0%の議決権を有する ※※企画株式会社に対し 1/2 超の議決権を有するため。

○ 別紙(6) 役員に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ロ) 予定のものについてはその旨

(ハ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

【具体的記載例】

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
えいせい はなこ 衛星 花子	東京都港区	(代)取締役社長(常)	経営全般		
ふりがな ×× ○○	神奈川県横浜市	専務取締役(常)	編成・営業		
ふりがな ○○ ××	千葉県八千代市	取締役(常)		○○(株)取締役	
ふりがな △× ○×	千葉県野田市	取締役(常)	総務・技術	(株)○○△取締役	
ふりがな △○ ××	東京都国分寺市	取締役			業務執行役員に該当しない
ふりがな ○× △	東京都杉並区	取締役		(株)●●放送(代)取締役(常)	業務執行役員に該当しない
ふりがな ○○ ○	東京都板橋区	監査役			業務執行役員に該当しない

(添付資料) 履歴書、役員就任承諾書

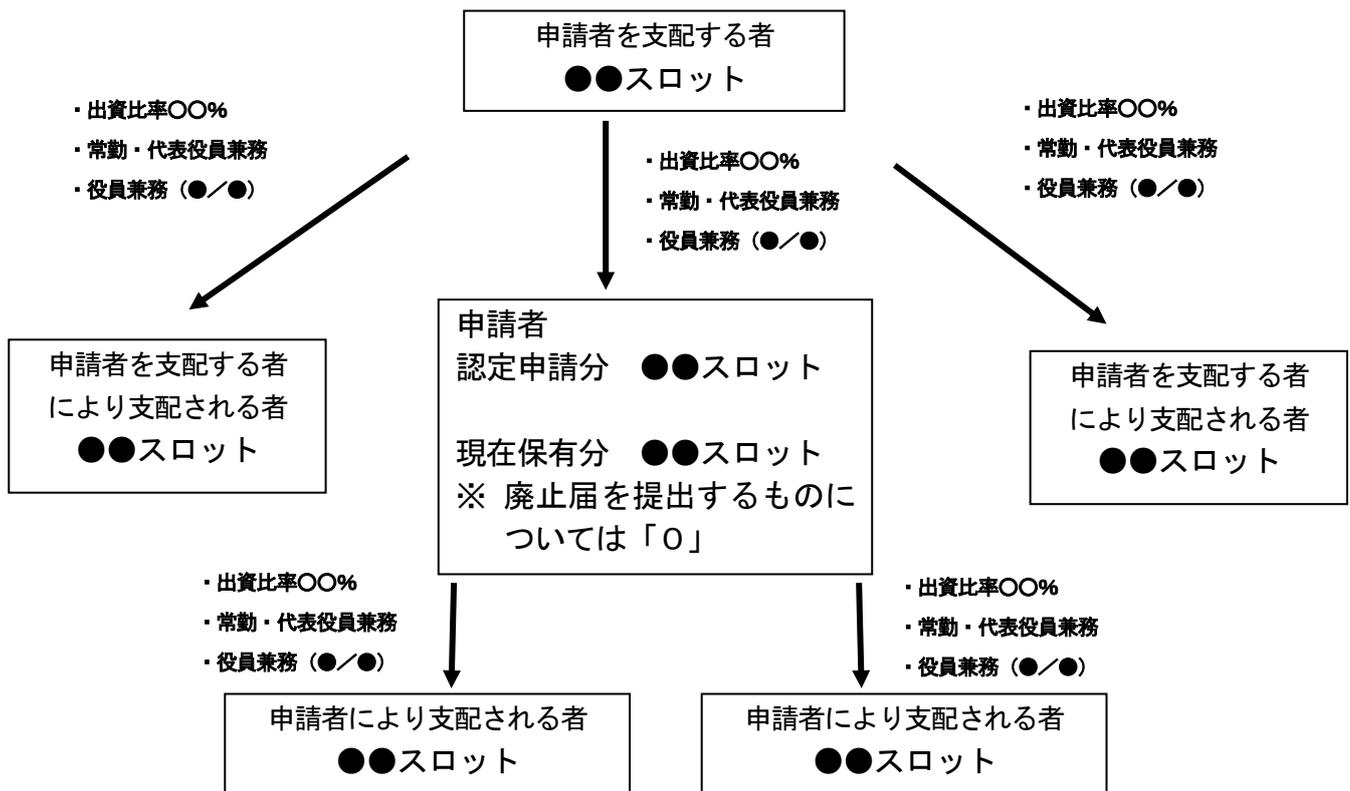
【別紙(3)～(6)に関する補足説明】

- ・ マスメディア集中排除原則の支配関係図を以下のとおり作成すること。

〈マスメディア集中排除原則の支配関係図ー1 〔絶対審査基準〕〉

「放送法第93条第1項第4号」、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（以下「表現の自由享有基準」という。）第8条及び第9条」及び「放送法関係審査基準第6条(5)」に規定する基準に適合する旨を説明するため、以下のイメージ図に従い、支配関係図を作成すること。

（記載例／各者の欄には具体的な会社名を記載すること）



「申請者を支配する者」は、上記の他に衛星基幹放送又は地上基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

「申請者」は、上記の他に衛星基幹放送又は地上基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

（注）特に、表現の自由享有基準第3条第2項の「特定役員」及び第4条の「特別の関係」に留意すること。

【支配の基準】

放送法関係審査基準第6条(5)に基づく支配の基準 〔絶対審査基準〕

○ 別紙(7) 放送番組の編集の基準

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別（別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。）及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- ・ 「放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること（放送法関係審査基準別紙2の7）」に留意し、具体的な公表方法について記載すること。

様式適宜

○ 別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務（学園によるものを除く。）については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置（視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック（視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。）等）について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例） 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

様式適宜

○ 別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
合計	時間					分	備考	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の二号の注5（2）の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6) 超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組が分かる記号等を記載すること。

(注7)・(注8) (略)

(注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（ ）で再掲すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間	%	
教育	分		
教養			
娯楽			
その他			
合計	時間	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間（他からの供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 (分) %	
その他の者 小計	時間 (分) %	
計(①)	時間 (分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 (分) %	
その他の者 小計	時間 (分) %	
計(②)	時間 (分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間 (分) %	
備考	自社の放送番組 時間 (分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄（自社の放送番組）の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計(①+②=③)」の欄（他社の放送番組）の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に（ ）で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- 「ア 放送番組表」の注4については、以下の様式により、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を記載すること。

おって、字幕の付与等について、将来の事業計画において、特別に考慮する点があれば、その内容を追記すること。

1週間当たりの総放送時間	分
字幕付与可能な放送番組に係る時間（注1）	分（ %）
字 字幕放送（注2）	分（ %）
解 解説放送（注3）	分（ %）

（注1） 字幕付与可能な放送番組とは次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう（自主的に字幕を付与することを妨げるものではない。例えば、「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めてよい。）。

- ① 技術的に字幕を付与することができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）
- ② 外国語の番組
- ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない放送番組

（注2） 字幕放送とは、音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることが出来る放送番組をいう（データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む。）。

（注3） 解説放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。

（参考）放送法関係審査基準別紙3

2(3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。

- ア 技術的に字幕を付与することができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- イ 外国語の番組
- ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組

- 「ア 放送番組表」に関連して、以下の様式により、1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合を記載すること。

1週間当たりの放送時間全体	分
有料放送に係る放送時間	分（ %）
うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間	分（ %）

上記以外に係る放送時間	分 (%)
対価を得て行う広告放送（有料放送に係るものを除く。）に係る放送時間	分 (%)

- 「ア 放送番組表」に関連して、「時間帯」の配慮や、「事前表示」等の具体的な青少年保護措置がある場合には、適宜の様式により記載すること。また、青少年保護措置を要する放送番組を放送しない場合には、その旨を記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準別紙3

3(5) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

- 「ア 放送番組表」に関連して、当該放送番組表の個々の放送番組の欄内に、高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この【補足説明】において「ピュアハイビジョン放送」という。）は(PHD)等の方法により表示するとともに放送時間を付記するものとし、また、ピュアハイビジョン放送及びピュアハイビジョン放送以外の高精細度テレビジョン放送に係る放送番組の1週間の放送時間の合計について、以下の様式により、1週間当たりの放送時間全体に対する割合を記載すること。

1週間当たりの放送時間全体	分
高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間	分 (%)
上記以外の高精細度テレビジョン放送に係る放送時間	分 (%)

(参考) 放送法関係審査基準別紙3

3(7) 放送番組の高画質性

(略) 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

- 「ア 放送番組表」に関連して、「再放送（リピータ放送）」を行う基幹放送事業者の場合には、「再放送（リピータ放送）」に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「リ」の記号等を表示する等し、「初回放送」と区別して表示すること。また、以下の様式により、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合及び1か月の放送時間の総放送時間に対する割合を記載すること。

1週間当たりの総放送時間	分
リ 「再放送（リピータ放送）」時間（注1）	分 (%)
当該「再放送（リピータ放送）」番組の1番組当たりの放送時間の総合計（注2）	分
1か月の総放送時間	分
リ 「再放送（リピータ放送）」時間（注1）	分 (%)
当該「再放送（リピータ放送）」番組の1番組当たりの放送時間の総合計（注3）	分

【「再放送（リピート放送）」番組の計算方法】

	月	火	水	木	金	土	日
10:00 -11:00	番組 1	番組 1 (再)					
11:00 -12:00	番組 2-1	番組 2-2	番組 2-3	番組 2-4	番組 2-6	番組 2-6	番組 2-7
...
17:00 -18:00	番組 2-1 (再)	番組 2-2 (再)	番組 2-3 (再)	番組 2-4 (再)	番組 2-5 (再)	番組 2-6 (再)	番組 2-7 (再)
...
22:00 -23:00	番組 2-1 (再)	番組 2-2 (再)	番組 2-3 (再)	番組 2-4 (再)	番組 2-5 (再)	番組 2-6 (再)	番組 2-7 (再)

1週間の帯で
リピートする番組の例
(番組 1)

1週間の帯で
リピートする番組の例
(番組 2-●)

初回放送	8880分	(88.1%)
第1回リピート	480分	(4.8%)
第2回リピート以降	720分	(7.1%)
合計	10080分	(100%)

1200分 (11.9%)

当該「再放送（リピート放送）」
番組の1番組当たりの放送時
間の総合計

「再放送（リピート放
送）」時間

(注1) 『再放送（リピート放送）』時間』には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、同一の番組を2回以上放送する放送番組の初回放送を除く2回目以降の放送の合計時間を記載すること。

(注2) 1週間当たりの総放送時間における「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、当該1週間に「再放送（リピート放送）」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(具体説明)

- ・ Aという30分間の放送番組を月曜日に初回放送し、その後、火曜日から金曜日まで初回放送とは別に4回「再放送（リピート放送）」し、Bという60分間の放送番組を水曜日に初回放送し、その後、土曜日と日曜日に初回放送とは別に2回「再放送（リピート放送）」した場合、「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分（＝30分（A番組）＋60分（B番組））となる。

(注3) 1か月当たりの総放送時間における「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の初めの月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、1か月に「再放送（リピート放送）」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(具体説明)

- ・ Cという30分間の放送番組を第1週目の火曜日に初回放送し、その後、第2週目と第3週目に初回放送とは別に6回「再放送（リピート放送）」し、Dという60分間の放送番組を第2週目の水曜日に初回放送し、その後、第3週目と第4週目に初回放送とは別に10回「再放送（リピート放送）」した場合、「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分（＝30分（C番組）＋60分（D番組））となる。

(注4) 再放送を行うにあたり、視聴者の視聴習慣を考慮した編成にしている等の特別な事情がある場合は、その内容について備考として記載すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

- ・ 「イ 放送の目的別種類による放送時間等」については、総合編成の場合に作成すること

とし、総合編成ではない特別な事業計画により放送番組を編集するもの（以下「専門放送」という。）の場合は作成不要。なお、専門放送の場合は、別途、第3節2の様式により分野別の放送時間等を作成すること。

- 「ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等」に関連して、自社の放送番組の制作体制（責任者、連絡系統、要員等）について、適宜の様式により記載すること。この場合において、放送番組制作の実績がある場合は、その旨を追記すること。

【具体的記載例】

ア 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
5	00 毎週金曜						
6	00 毎週金曜						
7	00 毎週金曜						
8	00 毎週金曜						
9	00 毎週金曜						
10	00 毎週金曜						
11	00 毎週金曜						
12	00 毎週金曜						
13	00 毎週金曜						
14	00 毎週金曜						
15	00 毎週金曜						
16	00 毎週金曜						
17	00 毎週金曜						
18	00 毎週金曜						
19	00 毎週金曜						
20	00 毎週金曜						
21	00 毎週金曜						
22	00 毎週金曜						
23	00 毎週金曜						
24	00 毎週金曜						
25	00 毎週金曜	放送中止					
26	00 毎週金曜	5:00~8:30					
27	00 毎週金曜	放送中止					
28	00 毎週金曜	放送中止					
計 (有料放送に係る放送時間)	1440分 (1320分)	1440分 (1320分)	1440分 (1380分)	1440分 (1380分)	1440分 (1440分)	1440分 (1440分)	1230分 (1230分)

(凡例) 毎 : 有料放送 字 : 字幕放送 解 : 解説放送

PHD : ピュアハイビジョン放送 (※)

SD : 標準テレビジョン放送

(PHD)又は(SD)の記号がないものは、ピュアハイビジョン放送(※)以外の
高精細度テレビジョン放送

※高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)をいう。

【次ページに続く】

【前ページより】

(備考)

(1) 1週間の総放送時間に対する字幕放送及び解説放送の放送時間の割合

1週間当たりの総放送時間	●●●●分
字幕付与可能な放送番組に係る時間	●●分 (●●%)
<input type="checkbox"/> 字幕放送	●●分 (●●%)
<input type="checkbox"/> 解説放送	●●分 (●●%)

(将来の事業計画において、特別に考慮する点)

上記の放送時間数に関わらず、放送開始後、可能な限り、字幕放送及び解説放送を増やすよう努めることとする。

(2) 1週間の放送時間全体に対する対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合

1週間当たりの放送時間全体	●●●●分
有料放送に係る放送時間	●●分 (●●%)
うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間	●●分 (●●%)
上記以外に係る放送時間	●●分 (●●%)
対価を得て行う広告放送（有料放送に係るものを除く。）に係る放送時間	●●分 (●●%)

(3) 青少年保護措置

青少年保護措置が必要な番組を行う際には、以下のとおり、放送する時間帯の配慮を行うとともに、事前表示を行う。

対象作品	放送する時間帯	事前表示方法
暴力・麻薬・犯罪等の描写が刺激的な番組	午後10時～午前0時	・番組宣伝枠で事前にお知らせを行う ・テロップ等により事前表示を行う
性等の描写が刺激的な番組	午前0時～午前4時	同上

(4) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合は、以下のとおり。

1週間当たりの放送時間全体	●●●●分
高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間	●●分 (●●%)
上記以外の高精細度テレビジョン放送に係る放送時間	●●分 (●●%)

(5) 再放送（リピート放送）の割合

1週間当たりの総放送時間	●●●●分
<input type="checkbox"/> 「再放送（リピート放送）」時間	●●分 (●●%)
当該「再放送（リピート放送）」番組の1番組当たりの放送時間の総合計	●●分
1か月の総放送時間	●●●●分
<input type="checkbox"/> 「再放送（リピート放送）」時間	●●分 (●●%)
当該「再放送（リピート放送）」番組の1番組当たりの放送時間の総合計	●●分

【備考】再放送を行うにあたっては、●●●●●●●●●●という視聴者の視聴習慣を考慮し、●●●●●●●●●●といった番組編成を行っている。

【次ページに続く】

【前ページより】

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類		1週間の放送時間	比率	備考
報道		●●時間●●分	●●%	
教育		●●時間●●分	●●%	
教養		●●時間●●分	●●%	
娯楽		●●時間●●分	●●%	
その他	通信販売番組	●●時間●●分	●●%	
	通信販売番組以外	●●時間●●分	●●%	
合計		●●時間●●分	100.0%	

(※) 総合編成の場合に作成することとし、専門放送の場合は作成不要。なお、専門放送の場合は、別途、第3節2の様式により分野別の放送時間等を記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間（他からの供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無 (※1)
(ニュース) 放送事業者 ・(株)●●放送 小計	●時間●分 (●時間●分) ●% ●時間●分 (●時間●分) ●%	有 (別添契約書)
その他の者 小計	時間 (分) %	
計 (①)	●時間●分 (●時間●分) ●%	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 ・●●テレビ(株) ・(株)●●放送 小計	●時間●分 (●時間●分) ●% ●時間●分 (●時間●分) ●% ●時間●分 (●時間●分) ●%	有 (別添契約書) 有 (別添契約書)
その他の者 ・●●映像 小計	●時間●分 (●時間●分) ●% ●時間●分 (●時間●分) ●%	有 (別添契約書)
計 (②)	●時間●分 (●時間●分) ●%	
合計 (①+②=③)	他社の放送番組 ●時間●分 (●時間●分) ●%	
備考	自社の放送番組 (※2) ●時間●分 (●時間●分) ●%	

(※1) 放送番組の供給に関する協定をあらかじめ締結できない場合であっても、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでない旨を記載した書類を提出すること。

(※2) 自社の放送番組の制作体制図は以下のとおり。

・体制図 (適宜)

○ 別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称
- (イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称
- (ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- ・ 審議機関の開催について、計画がある場合は記載すること。

【具体的記載例】

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
ふりがな 委員① 衛⼠ 太郎	●●県●市	男	昭和●年●月●日	大学教授	●●番組 審議機関
ふりがな 委員②	東京都●区	男	昭和●年●月●日	評論家	
ふりがな 委員③	●●県●郡●町	女	昭和●年●月●日	研究者	
ふりがな 委員④	
ふりがな 委員⑤	
ふりがな 委員⑥	
ふりがな 委員⑦	
委員総数					7 人

【次ページに続く】

【前ページより】

(委員就任承諾書)

添付のとおり。

(将来の開催計画)

審議機関を四半期に一回・年間計4回開催し、このうち、本件申請に係る放送番組は●回以上審議する予定。

○ 別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

様式適宜

○ 別紙(12) 災害放送に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

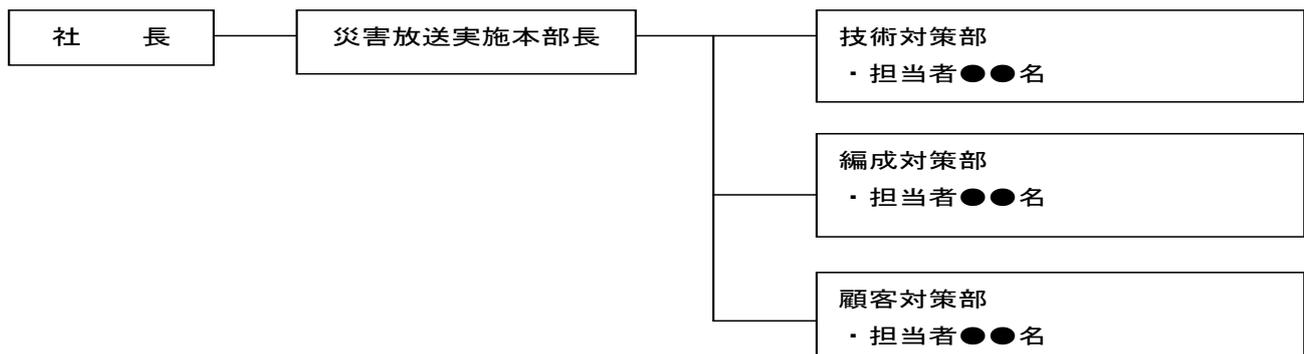
【具体的記載例】

災害放送の実施に関する事項

(1) 災害放送の実施体制

- ・社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・災害放送実施本部長の下に技術対策部、編成対策部及び顧客対策部を設置する。

【体制図】



(2) 災害放送の実施要領の概要

- ・災害放送実施本部長は、災害放送の実施マニュアルに沿って、各対策部を統括し、災害放送を実施する。
- ・各対策部は24時間体制（●名交替制）を構築して対応する。

【災害放送の概要】

適用基準：震度5以上、津波警報、その他の甚大な自然災害

送出内容：対象地域（市町村単位）の名称

（例） ○○市 震度5

△△市 震度4

送出時間：災害発生中及び災害発生後5分程度

(3) 災害放送の実施マニュアル

- ・別添のとおり

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 災害放送の実施体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

○ 別紙(15) 将来の事業予定

- ・ 将来の事業予定について、適宜の様式により記載すること。

様式適宜

○別紙(16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(14) 別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(7) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(i) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

【具体的記載例】

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要
物品販売事業	スポーツグッズ製作、販売

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
●●企画株	10 百万円	番組制作	6,000千円	60.0%	
株○○	1,000 百万円	商社	10,000千円	1.0%	

第3節 放送法関係審査基準への適合性に係る資料 (放送法関係審査基準別紙2の16関係)

1 個人情報の保護に関する事項 (放送法関係審査基準別紙2の16)

- ・ 個人情報の保護の実施体制等について、適宜の様式により記載すること。

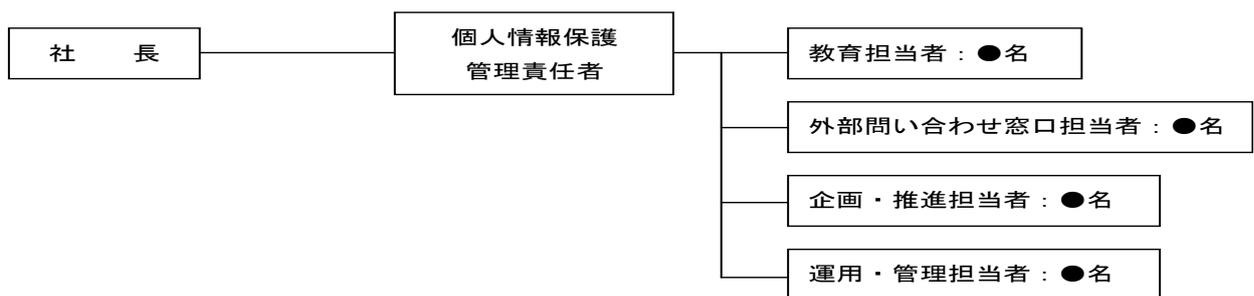
【具体的記載例】

個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護の実施体制

- ・ 社長は、個人情報の保護に関する最終責任を負う。
- ・ 個人情報保護管理責任者の下に、教育担当、外部問い合わせ窓口担当、企画・推進担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 個人情報の保護の実施要領

- ・ 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年4月27日総務省告示第159号)を遵守するため、個人情報の保護マニュアルに沿って、個人情報の適正な取得及び適正な利用に努める。

(3) 個人情報の保護マニュアル等

- ・ 個人情報の保護マニュアルは別添のとおり
- ・ 個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針等を公表している場合は、公表内容を添付 (HPの写し等)

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 個人情報の保護体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

- ・ 個人情報の保護マニュアルがある場合は、添付すること。
- ・ 添付したマニュアルにおいて、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」に定める以下の対応を行うことが定められている場合は、チェック欄に印（✓）を入れるとともに、条項毎に、マニュアルにおける該当ページを記載すること。

チェック	項目（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの該当条文）	該当ページ
<input type="checkbox"/>	適用対象（第二条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的の特定（第四条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的による制限（第五条）	
<input type="checkbox"/>	取得の制限（第六条）	
<input type="checkbox"/>	適正な取得（第七条）	
<input type="checkbox"/>	取得に際しての利用目的の通知等（第八条）	
<input type="checkbox"/>	データ内容の正確性の確保（第九条）	
<input type="checkbox"/>	個人データの保存期間及び消去（第十条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理措置（第十一条）	
<input type="checkbox"/>	従業者及び委託先の監督（第十二条）	
<input type="checkbox"/>	個人情報保護管理者（第十三条）	
<input type="checkbox"/>	受信機に記録された個人情報の管理（第十四条）	
<input type="checkbox"/>	プライバシーポリシー（第十五条）	
<input type="checkbox"/>	第三者提供の制限（第十六条）	
<input type="checkbox"/>	外国にある第三者への提供の制限（第十七条）	
<input type="checkbox"/>	第三者提供に係る記録の作成等（第十八条）	
<input type="checkbox"/>	第三者提供を受ける際の確認等（第十九条）	
<input type="checkbox"/>	保有個人データに関する事項の公表等（第二十条）	
<input type="checkbox"/>	開示（第二十一条）【本人からのデータ開示要求】	
<input type="checkbox"/>	訂正等（第二十二条）【本人からのデータ内容の訂正等の要求】	
<input type="checkbox"/>	利用停止等（第二十三条）【本人からのデータの利用停止等の要求】	
<input type="checkbox"/>	理由の説明（第二十四条）	
<input type="checkbox"/>	開示等の請求等に応じる手続（第二十五条）	
<input type="checkbox"/>	手数料（第二十六条）	
<input type="checkbox"/>	受信者情報取扱事業者による苦情の処理（第二十八条）	
<input type="checkbox"/>	匿名加工情報の作成等（第二十九条）	
<input type="checkbox"/>	匿名加工情報の提供（第三十条）	
<input type="checkbox"/>	識別行為の禁止（第三十一条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理措置等（第三十二条）	
<input type="checkbox"/>	視聴履歴の取扱い上の注意（第三十四条）	
<input type="checkbox"/>	視聴履歴取得等に係る同意（第三十五条）	
<input type="checkbox"/>	域外適用（第三十六条）	

2 放送番組の多様性に関する事項（放送法関係審査基準別紙3の3(3)）

- 「放送番組の多様性」の指標の一つとして、以下の様式により放送の分野別の放送時間等を作成すること。
なお、専門放送を行う場合に作成することとし、総合編成の場合は作成不要。
- その他参考となる事項がある場合には記載すること（様式適宜）。

放送の分野別の放送時間等

放送の分野別（注1）	1週間の放送時間（注2）	比率（注3）	備考
映画	分	%	
スポーツ	分	%	
音楽	分	%	
アニメ	分	%	
ドラマ	分	%	
ドキュメンタリー	分	%	
ニュース	分	%	
娯楽・趣味	分	%	
ショッピング	分	%	
教育・資格	分	%	
合計（上位3分野）	分	%	
1週間当たりの総放送時間	分	100.0%	

（注1）「放送の分野別」の欄は、当該チャンネルの特徴がわかるように上位3分野程度を目安に記入すること。

具体的な種別の一例として、以下を参考に記載すること。

「映画」、「スポーツ」、「音楽」、「アニメ」、「ドラマ」、「ドキュメンタリー」、「ニュース」、「娯楽・趣味」、「ショッピング」、「教育・資格」

（注2）「1週間の放送時間」の欄は、別紙(9)アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

（注3）比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

放送の分野別の放送時間等

放送の分野別	1週間の放送時間	比率	備考
映画	分	%	
スポーツ	1,512 分	15.0 %	
音楽	分	%	
アニメ	分	%	
ドラマ	分	%	
ドキュメンタリー	1,008 分	10.0 %	
ニュース	分	%	
娯楽・趣味	5,040 分	50.0 %	
ショッピング	分	%	
教育・資格	分	%	
合計（上位3分野）	7,560 分	75.0 %	
1週間当たりの総放送時間	10,080 分	100.0 %	

3 放送番組の視聴需要に関する事項（放送法関係審査基準別紙3の3(10)）

- 以下の様式により放送番組の概要等について記載すること。

放送番組の視聴需要に関する事項

(1) 番組概要等

--

(注) 事業計画書別紙(9) ア 放送番組表に記載した内容に即した番組の概要や特徴について、300 字程度で簡潔に記載すること。

(2) 有料・無料の別

<input type="checkbox"/> 有料放送 (予定している 1 契約当たりの料金： 円)	<input type="checkbox"/> 無料放送
--	-------------------------------

(注 1) 有料放送を行う場合、予定している 1 契約当たりの料金を合わせて記載すること。

(注 2) 有料放送を行う場合であって、料金体系が複雑となる場合は、欄外に備考として料金プラン等を記載すること。

第4節 事業収支見積（放送法施行規則別表第8号）

別表第八号（第65条第1項関係）

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支								
	千円	千円								
1 売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益（1-2）										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益（3-4）										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益（5+（6-7））										
備 考										

- 注1 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。
- 注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- 注3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。
- 注4 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。
- 注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。
- (ア) 放送料金表
 - (イ) 有料放送料金表
 - (ウ) 最近の決算期における計算書類
 - (エ) その他参考となる書類
- 注6・注7 （略）

【補足事項】

- ・ 各科目の細目は以下のとおり。

〈売上高〉

放送料	・ CM収入（スポット売り） ・ 番組枠提供料（タイム売り） ・ その他（広告宣伝等の対価と考えられる収入等）
有料放送料	・ 加入料収入（プラットフォーム登録手数料と同額） ・ 基本料収入（プラットフォーム管理手数料と同額） ・ 視聴料収入（単チャンネルの収入）（視聴料金×件数を記載） ・ 視聴料収入（パックの収入）（パック配分料×件数を記載）
放送番組制作料（※1）	・ 番組制作を依頼され、番組を制作した対価
放送番組売上料（※1）（※2）	・ CATV及びIPTVへの番組配信による売上（契約件数を記載） ・ 通信事業（VOD等）による売上 ・ パッケージ販売（DVD等）による売上 等
その他（※1）	・ 衛星放送事業による収入以外の収入 （放送番組制作料、放送番組売上料以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として衛星放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。）

〈売上原価〉

放送費	・ 番組制作費 ・ 番組購入費
放送委託費	・ トランスポンダ使用料 ・ アップリンク料
技術費	・ プレイアウト施設費 ・ エンコード施設費 ・ CAS管理業務委託料 ・ その他の費用（アップリンク局までの回線使用料 等）
人件費	・ 「放送費」「技術費」に関する役員、社員の給与／賞与 等
減価償却費	・ 放送機器、設備等固定資産減価償却費
その他（※1）	・ 衛星放送事業以外の費用

〈販売費及び一般管理費〉

販売費	・ 広告宣伝費／販売促進費 等 ・ プラットフォーム業務手数料（課金業務委託費） ・ プラットフォーム登録手数料（加入料収入と同額） ・ プラットフォーム管理手数料（基本料収入と同額）
一般管理費	・ 家賃等賃貸料／光熱費、電話代等経常的費用 ・ その他の費用（旅費、交通費、雑費 等）
人件費	・ 「販売費」「一般管理費」に関する役員、社員の給与／賞与 等
減価償却費	・ 創業費等繰延資産減価償却費 等
その他（※1）	・ 衛星放送事業以外の費用

〈営業外収益〉

営業外収益	・ 受取利息、配当金、特別利益 等
-------	-------------------

〈営業外費用〉

営業外費用	・ 支払利息、割引料 ・ 特別損失 等
-------	------------------------

※1 「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には、放送番組制作料、放送番組売上料、その他、営業外収益は含まないこと。

※2 「放送番組売上料」の欄は、いわゆるコンテンツのマルチユースまで含めることとし、衛星基幹放送において放送を実施していない番組に係る収入は、「その他」の欄に含めること。

- ・ 「第1 見積表」において、「事業収支」の欄には申請者が行う事業全体の事業収支を記載し、「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には本申請に係る基幹放送の業務の事業収支のみを記載すること。
- ・ 上記にかかわらず、同時に複数の番組について申請をする場合は、申請する全ての番組について想定される全ての組み合わせ（複数の申請の中に、同一の申請書で高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の申請をあわせて行うものが含まれる場合は、それらも考慮した組み合わせ）の見積表を作成すること。例えば、申請者がA番組の申請の他にB、Cの計3番組に係る申請をする場合、A番組の申請書においては、A、A+B、A+C、A+B+Cの4通りの場合の見積表を作成することとし、当該見積表ごとに、「事業収支」の欄にはそれぞれの場合の基幹放送の業務の事業収支のみを含めた事業全体の事業収支を記載し、「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄にはそれぞれの場合の基幹放送の業務の事業収支のみを記載すること。
- ・ 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類の申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合のそれぞれの見積表を作成し、相違点について、下線を引く等により記載の違いを明確にすること。
- ・ 事業収支が相償わない場合、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画を適宜の様式で提出すること。
- ・ 有料放送を行う場合には、提供条件の説明及び苦情等の処理の体制等について、適宜の様式により記載すること。なお、提供条件の説明等の委託先との契約書等がある場合は、添付すること。

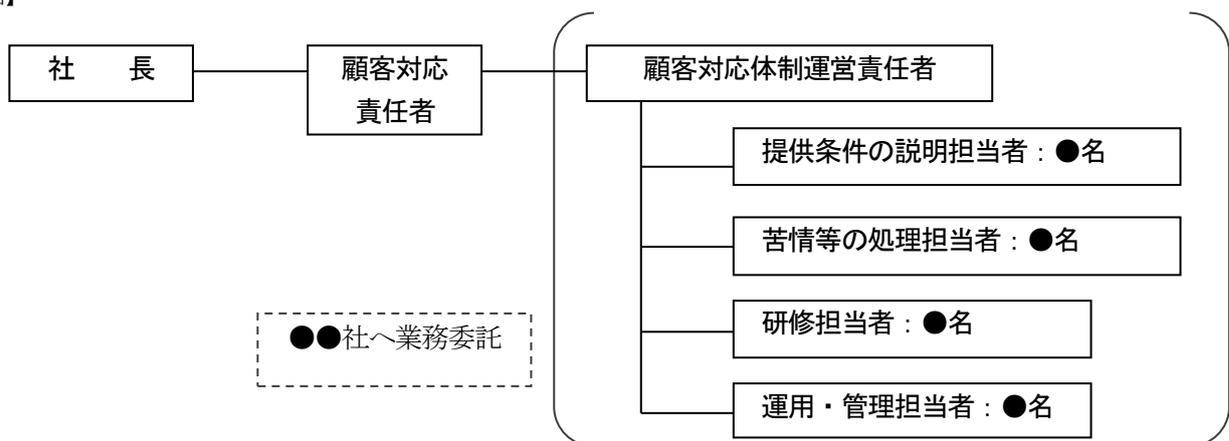
【具体的記載例】

提供条件の説明及び苦情等の処理に関する事項

(1) 提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制

- ・ 社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・ 顧客対応責任者は、顧客対応体制運営責任者と連絡体制を構築する。また、顧客対応体制運営責任者の下に、提供条件の説明担当、苦情等の処理担当、研修担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 提供条件の説明及び苦情等の処理の実施・把握

- ア 委託先に対する委託契約内容に基づく定期的な実地検査の実施計画
.....
- イ 提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有の実施計画
.....

(3) 委託契約内容

- ・ 別添のとおり

【次ページに続く】

【前ページより】

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 提供条件の説明及び苦情等の処理体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

第2 見積りの根拠

ア 収益

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
	回	千円	千円	千円
(記載例)				
放送料				
Aタイム	30分			
	15分			
Bタイム	30分			
	15分			
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3・注4 (略)

注5 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

注 アの注に準じて記載すること。

【補足事項】

- それぞれの項目について、「第1 見積表」の各科目の細目ごとに記載するとともに、単価、

数量、時間数等による計算式等、算出の根拠を可能な限り詳細に記載すること。

- 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類の申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合のそれぞれの見積りの根拠を作成し、相違点について、下線を引く等により記載の違いを明確にすること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利 用見込金額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

注5 (略)

【補足事項】

- 放送番組の利用（商業広告の出稿）に関する協定等がある場合は、当該協定に係る契約書の写し等その内容を明らかにする書類を添付すること。
- 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類に係る申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合のそれぞれの見積りの根拠を作成し、相違点について、下線を引く等により記載の違いを明確にすること。

第5節 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 (放送法施行規則別表第9号)

別表第九号 (第65条第2項関係)

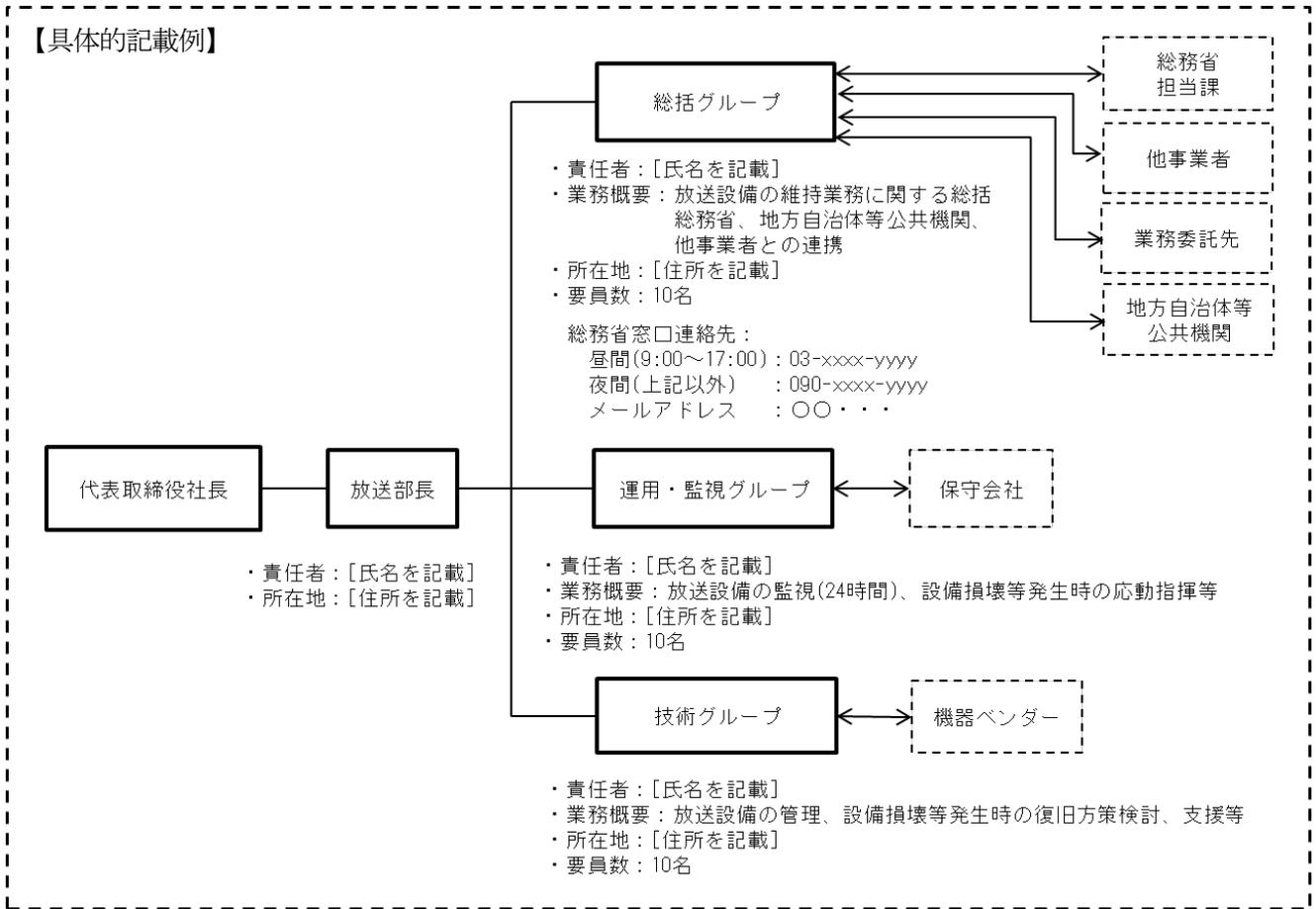
基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等
 - 注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。
 - 注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
 - 注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。
 - 注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

1 業務を確実に実施することができる体制

業務を確実に実施することが出来る体制を示す資料として、組織体制図、管理規定類の概要を作成する。

① 組織体制図



【図の記載のポイント】

- ・平常時の放送設備の的確な運用・保守及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要、及び要員の数を記載すること。
- ・「責任者」については、当該実施体制における総括責任者を記載し、その者以外に社内各部署に責任者が置かれる場合は、連絡系統組織図内に適宜記載すること。
- ・「連絡系統及び要員」については、他事業者（業務委託先）との連絡系統、迅速な故障原因分析のための保守会社及び機器ベンダーとの連絡系統、総務省との連絡系統を記載するとともに、地方自治体等公共機関との連絡体制が整えられている場合はそれらも含め、記載すること。
- ・「総務省との連絡系統」については、非常災害等を含む障害発生時において確実に連絡をとることができる連絡先を記載すること。

② 管理規程類の概要

業務を確実に遂行するために整備している規程、マニュアル等[※]について、その名称と概要を記載する。

※ 障害対応に関するもの、非常災害発生等の緊急時における対応に関するもの、放送設備の保守に関するもの、放送設備の的確な維持・管理に資する技術・技能を習得するための訓練に関するもの 等

2 業務に従事する者の実務経験等

組織体制図における各組織の責任者の実務経験等として、放送設備の運用・保守等の業務に従事する者の氏名、略歴（放送設備の運用・保守の業務及びこれに類する業務等に従事した年数が分かるもの）、無線従事者資格等を記載する。

【具体的記載例】

組織名称	氏名	略歴	無線従事者資格等	その他特記事項
放送部	総務 太郎	昭和 60 年 4 月 入社 平成 27 年 4 月 放送部長	第一級総合無線通信士 電気通信主任技術者	重大事故報告・年次報告
放送部 総括グループ	安全 一番	平成 10 年 4 月 放送部配属 平成 25 年 4 月 放送部総括GM	第一級総合無線通信士	
...

第6節 既存番組の廃止等に係る書類

(放送法関係審査基準別紙3の7関係)

放送法関係審査基準別紙3の7(1)に規定する既存番組の廃止により周波数返上を伴う申請を行う場合には、以下の書類を提出すること。

- 次に掲げる周波数について、以下の様式により記載すること。
 - ・ 申請者が、申請と同時に、当該申請について、放送法関係審査基準別紙3の7(1)の審査によって認定を受けることを停止条件として当該申請者のBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して3年を経過する日までに廃止するものに限る。)届け出ているものに係る周波数

【様式】 BS放送の既存の放送番組の廃止

番組名	認定番号	廃止に係るトランスポンダ数
		合計

- 既存の放送番組について廃止する場合には、基幹放送の廃止届出書及び基幹放送業務認定証訂正申請書を添付すること。

【具体的記載例】

基幹放送の廃止届出書

平成31年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名
電話番号

株式会社〇〇が平成31年●月●日付で申請いたしました既存の放送番組（平成〇〇年〇〇月〇〇日付CS第〇〇号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について、認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定の日から起算して3年を経過する日までに平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号に係る衛星基幹放送業務を廃止いたしますので、放送法第100条の規定により届け出ます。

理由	経営上の判断等により「(番組名)」を行う衛星基幹放送業務を廃止するもの。なお、本件は、株式会社〇〇が平成31年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の認定申請に関連する廃止届出書となります。
基幹放送の業務を廃止する法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号
放送対象地域	日本全国
廃止年月日	新規認定の日から起算して3年を経過する日までの日。なお、新規認定を受けた場合には、当社は速やかに具体的な廃止年月日を決定し、総務大臣に通知します。

【具体的記載例】

基幹放送業務認定証訂正申請書

平成31年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名

認定証の記載事項に変更を生じることから、放送法第99条の規定により申請します。

1 訂正の理由

株式会社〇〇が平成31年●月●日付で申請いたしました既存の放送番組（平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について、認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定の日から起算して3年を経過する日までに平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号に係る衛星基幹放送業務を廃止することとなり、認定証に記載されている事項に変更が生じることとなることから、認定証の訂正を申請するものです。

2 訂正内容（新規認定を受けることができた場合に限りです。）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号は新規認定の日から起算して3年を経過する日までに廃止する旨を認定証の備考欄に記載する。

第3編 關係法令集

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
- 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
- 基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）
- 放送法關係審査基準（平成二十三年総務省訓令第三十号）

○放送法（抄）

（昭和二十五年法律第三百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

（1） イからハまでに掲げる者

（2） （1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法 の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

- 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（業務の廃止）

第一百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（認定証の返納）

第一百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失つたときは、認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

○放送法施行規則（抄）

（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一 （略）

二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

三 （略）

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

（認定等の拒否の通知）

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）

- 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）
- 四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）
- 五 スロットの番号
- 六 搬送波の変調の方式
- 七 誤り訂正内符号の符号化率
- 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
- 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
- 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
- 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 十二 放送時間帯

2～4 （略）

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
- 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。
- 三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式
 - ロ （略）
- 四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率
 - ロ （略）

（様式等）

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3・4 （略）

（事業計画書の公表等）

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（基幹放送の業務の開始等の届出）

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

また、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (略)

3 (略)

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うも

のに限る。)

- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)
- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6)・(7) (略)

2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

- (1)・(2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。
 - ア～エ (略)
 - オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)
 - (ア) 協会又は学園の衛星基幹放送
 - (イ) 高精細度テレビジョン放送
 - (ウ) 超高精細度テレビジョン放送
 - カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

- (1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア・イ (略)

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18程度 (注1)(注2)(注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	43程度～65程度(注4)(注5)

(注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

(4)・(5) (略)

○放送法関係審査基準

(平成二十三年総務省訓令第三十号)

放送法関係審査基準

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等(第3条・第4条)
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等(第5条—第10条)
- 第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等(第10条の2—第10条の7)
- 第3章の3 経営基盤強化計画の認定等(第10条の8—第10条の11)
- 第4章 一般放送の業務の登録等(第11条—第14条)
- 第5章 受信障害区域における再放送(第15条・第16条)
- 第6章 認定放送持株会社の認定(第17条・第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

第3条～第4条 (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りにについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(認定の基準の特例)

第6条の2 (略)

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

(1) 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)

(2) 放送衛星業務用の周波数(左旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)

(3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(左旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第8条 指定事項(法第94条第1項各号に掲げる事項(規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。)をいう。以下同じ。)の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であつて、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 (略)

(資料の提出)

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章の2～第6章

第10条の2～第18条 (略)

附 則 (略)

別紙1(第3条関係) (略)

別紙1の2(第6条関係) (略)

別紙2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

- 16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18・19 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) (略)
 - (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (4)・(5) (略)
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実
字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。
※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。
ア 技術的に字幕を付与することができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
イ 外国語の番組
ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組
 - (4) 放送番組の高画質性
超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。
高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。
- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
 - (1) 事業計画の確実性
次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。
ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性
イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性及び収入の確実性
 - (2) 事業者の多様性
認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないこと。
 - (3) 放送番組の多様性
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(5) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(6) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。また、解説付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における解説を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(7) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(7)において同じ。）に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(8) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(9) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

(10) 周波数の有効利用

使用するトランスポンダ数がより効率的であること。

(11) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4～6 (略)

7 B S放送（超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。以下同じ。）であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3（(11)を除く。以下この7において同じ。）までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) B S放送に係る衛星基幹放送の業務の認定の審査については、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、B S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者のB S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を当該認定の日から起算して3年を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数が0.125以上のものを優先するものとする。

(2) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3（9）の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする（上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。）。

8 (略)

別紙4（第10条の4関係） (略)

(別添1～3 略)

Q & A

【総論】

問1 業務開始の予定期日となる放送開始時期については、いつ頃に設定すればよいでしょうか。

(答) 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業（例：地球局その他の放送設備の整備、受信機の動作検証など）に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、衛星基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。

問2 放送法関係審査基準（以下「審査基準」という。）では、高精細度テレビジョン放送の番組を優先する基準であるものの、標準テレビジョン放送の番組が認定される余地もあるため、同一の番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二つの事業計画を作成し、優先順位を付けて、認定申請を行うことは可能でしょうか。また、スロット数についても複数の希望を提示することは可能でしょうか。

(答) 高精細度テレビジョン放送を第一希望とした申請であって、標準テレビジョン放送を第二希望として併せて申請する場合は、同一の申請書での申請を認めます。

なお、同一番組による同時申請は、あくまで画質の違いについて許容するものであり、その他の事業計画（字幕付与率や放送番組の内容等）は同一である必要があります（ただし、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送による収益の違いやトラポン代等の費用は除く）。詳細は、本マニュアルの記載要領等をご参照ください。

【各項目】

問1 「事業者の多様性」について、関係会社（親会社、子会社等）が衛星基幹放送事業者である場合は劣後するのでしょうか。

(答) 「事業者の多様性」は、認定を受けようとする申請者自身が衛星基幹放送事業者である場合は劣後するという趣旨であるため、関係会社が衛星基幹放送事業者であるかどうかは問われません。

問2 「広告放送の割合」について、有料放送における広告放送は含まないと解釈してよいでしょうか。また、「3割を超えないこと」（審査基準別紙3の2（1）及び3（4））とあるのは、3割以下であれば同じ評価となるということでしょうか。

(答) 本年2月の放送法関係審査基準の改正により、「広告放送の割合」における「広告放送に係る放送時間」は、有料放送により行われるものも含まれ

ることとなりました。また、「**広告放送に係る放送時間**」が3割以下であれば、同じ評価となります。

問3 「**広告放送の割合**」について、ここにいう「**広告放送**」には、いわゆる通販番組が含まれるという理解でよいのでしょうか。

(答) ここにいう「**広告放送**」とは、一定事項の周知又は宣伝のために対価を得て行う放送のことです。ご質問のいわゆる通販番組がこれに該当する場合には「**広告放送**」に含まれます。

問4 「**青少年保護措置**」について、どのような青少年保護措置を講ずればよいのでしょうか。

(答) 例えば、「**時間帯**」の配慮や「**番組本編開始前の事前表示**」、「**番組宣伝枠等での表示**」等が想定されます。

問5 「**字幕放送等の充実**」について、「**外国語の番組**」は「**字幕付与可能な放送番組**」から除外されていますが、当該番組に字幕を付与している場合は、「**字幕を付与する放送番組**」に含めてもよいのでしょうか。

(答) 「**外国語の番組**」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「**字幕付与可能な放送番組**」及び「**字幕を付与する放送番組**」に含めていただいて差し支えありません。

問6 テレビCMについては、「**字幕付与可能な番組**」に該当するのでしょうか。

(答) テレビCMは、「**字幕付与可能な番組**」に該当します。

問7 オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれるのでしょうか。

(答) オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれます。

問8 「**放送番組の高画質性**」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送時間の占める割合が高いことについて審査を行います。

問9 「**ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組**」とは、具体的にどのような番組を意味するのでしょうか。

例えば、映画のフィルムからハイビジョン番組を制作するHDテレシネや、1980年代のテレビドラマやアニメ等のHDリマスターは、本件に含まれるのでしょうか。

(答) 「ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組」とは、ハイビジョンカメラ（ハイビジョンを超える画素数を有するカメラを含む。）により制作・編集された放送番組とフィルムからハイビジョン番組を制作するHDテレシネを意味しています。アップコンバートなどの手法やHDリマスターによるものは含みません。

問10 「災害放送の実施」の比較審査基準について、どのような放送を実施していればより高い評価となりますか。

(答) 緊急地震速報を実施すること、緊急警報放送を実施すること、Jアラート情報を発信することを予定していれば、より高い評価とすることを想定しています。

問11 「放送番組の視聴需要」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) 申請受付後に、申請のあった番組についてアンケート調査を実施し、その結果需要が高いとみなされるものについて、より高い評価とすることを想定しています。

問12 「周波数の有効利用」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) 同程度のサービスを比較したときに、より少ないスロット数で放送を行う場合により高い評価とすることを想定しています。

【その他の留意点】

問 申請受付開始後、申請マニュアルの内容について、個別に総務省に対して、質問をすることは可能でしょうか。

(答) 申請書の記載方法や審査基準の考え方等について、個別の問い合わせをいただいた場合は、申請者間の公平性を確保する観点から、本冊子その他公表ベースの資料に記載されている内容の範囲で回答させていただくこととなります。

本マニュアルはインターネットにも掲載しています。

【総務省の情報通信政策に関するポータルサイト】内
マニュアルハンドブック支援メニュー

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

**BS放送（HD・SD）に係る
衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル**

平成31年3月13日

編集・発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5799 FAX 03-5253-5800